

行政書士会ニュース わ だ ち

神奈川県行政書士会 相模原支部

第29号

主な記事

- 知っておきたい相続手続きの流れ
- 医療・介護の現場に新しい試み



知っておきたい相続手続きの流れ

今回は相続手続きの大きな流れをご説明したいと思います。

なお、紙面の都合上、細かな説明を省いている箇所があります。疑問な箇所につきましては、お近くの行政書士までお気軽にご相談下さい。

相続は死亡によって開始します。「死亡」には法律上死んだものとされる失踪宣告や認定死亡を含みます。

1) 相続開始後7日以内に行うこと

死亡診断書などと一緒に死亡届を市区町村へ提出します。

そして、葬儀を行います。葬儀費用は相続財産から控除できますので、領収書などの整理をお忘れなく。

2) 3ヵ月以内に行うこと

相続が開始すると、相続人は被相続人（亡くなった人）の財産に属した一切を承継することになります。すなわち、現預金などのプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も承継することになります。

プラスの財産よりマイナスの財産のほうが多かったら…
マイナスの財産だけだったら…
…どうしよう

そこで、民法は相続人を保護するために、3つの相続方法を用意しています。

I) 単純承認

無限に被相続人（亡くなった人）の財産に属した一切を承継します。後ほど述べる「相続放棄」または「限定承認」をしなければ「単純承認」となります。

II) 相続放棄

「自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に」家庭裁判所に申述します。すると、初めから相続人とならなかったものとみなされます。すなわち、現預金などのプラスの財産も、借金などのマイナスの財産も、一切を承継しません。

山口 友宗

III) 限定承認

たとえば、プラスの財産が1000万円として相続したが、その後1500万円の借金があることが分かった場合、限定承認をしておく、差し引き500万円の返済をしなくて良いこととなります。すなわち、プラスの財産とともにマイナスの財産も受け継ぎますが、マイナスの財産の支払いはプラスの財産の限度となります。

この選択は相続手続きの流れの中でも大変に重要なポイントです。葬儀の後、ゆっくりと故人を偲びたいところですが、早めに財産の概略を調査して下さい。



ところで、故人の遺品の整理のため、机の引き出しを開けたところ、「遺言書」が発見されることがあります。

人は生前に築いた財産が、自分の死後、どうなっていくかに関心を持ち、お世話になった人や団体に残したいと考えるようです。そこで民法は、生前の意思を実現することができますよう「遺言」の制度を設けています。

では、遺言書が発見したら？

その場で開封してはならず、相続人全員の立会いの下、家庭裁判所で開封しなければなりません。もしも守らないと、5万円以下の過料（罰則）ですのでご注意ください。

また、遺言書を故意に破棄したり、隠したりすると、相続人として認められなくなってしまいますので、くれぐれもご注意ください。

3) 10ヵ月以内に行うこと

- ①相続財産の確定
- ②相続人の確定
- ③遺産分割協議書の作成
- ④相続税の申告と納付

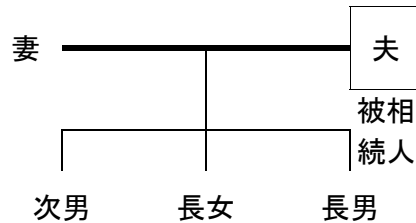
①相続財産の確定

土地、家屋、借地権、借家権、株式や公社債などの有価証券、預貯金、書画・骨董品、電話加入権、ゴルフ会員権、自動車…などなどが相続財産となります。その他詳細はお近くの行政書士までお気軽にご相談下さい。

なお、系譜やお墓などは「祭祀財産」として、被相続人（亡くなった人）の指定やその地方の慣習によって、特定の者が承継します。

②相続人の確定

A.



このケースでの相続人は、

- 妻・・・1/2
- 長男・・・1/6
- 長女・・・1/6
- 次男・・・1/6

となります。

では、次男が相続放棄をした場合、相続人は、

- 妻・・・1/2
- 長男・・・1/4
- 長女・・・1/4

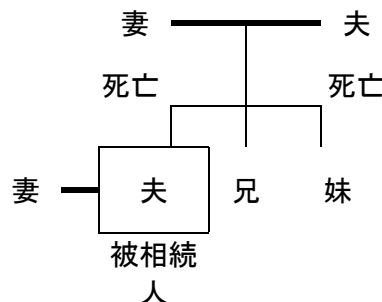
となります。相続放棄をすることで、初めから相続人とならなかったものとみなされるためです。

最後にもう1ケース。では、次男を養子（特別養子を除く）に出した場合、相続人は、

- 妻・・・1/2
- 長男・・・1/6
- 長女・・・1/6
- 次男・・・1/6

となります。養子に出しても、実親との親子関係は切れないためです。

B.



このケースでの相続人は、

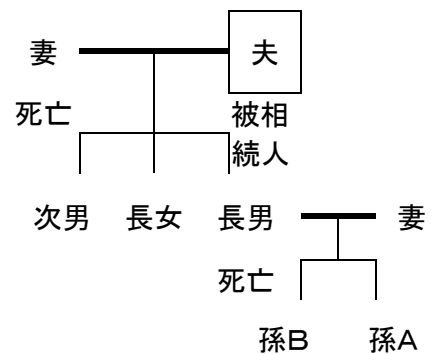
- 妻・・・3/4
- 兄・・・1/8
- 妹・・・1/8

となります。日ごろ夫の兄や妹との付き合いがなく、なかには、葬儀の時に初めて顔を合わせるケースもめずらしくありません。

それでも相続人になるの？

こんな時は、被相続人（亡くなった人）は生前に「自分の全財産を妻に相続させる」という遺言を作成することで回避することができます。詳しくはお近くの行政書士までお気軽にご相談下さい。

C.



このケースでの相続人は、

- 孫A・・・1/6
- 孫B・・・1/6
- 長女・・・1/3
- 次男・・・1/3

となります。なお、長男の妻は相続人とはなりませんのでご注意ください。

以上、相談の多いケースをとりあげてみました。なお、残念ながら紙面の都合上、細かな説明を省いています。

③遺産分割協議書の作成

相続財産が確定し、相続人が確定したら、次は相続財産の分割協議です。いよいよ相続手続きのクライマックスです。

分割協議が成立するためには、相続人全員の意思の合致が必要です。多数決では成立しません。相続人個々の自由な意思による必要があります。

どのように分割するのかは、原則自由です。しかし、借金（マイナスの財産）が分割の対象になると、資力の乏しい相続人がその借金を相続すれば、貸主は大変に不利になってしまいます。そこで、借金（マイナスの財産）は分割の対象とはならず、各相続人が負担します。

さて、ここで問題です。

隣のページのA. のケースで、子供たち全員が未成年者の場合、分割協議はどうしましょう？

親権者は未成年者に代わって協議をすることになりますが、A. のケースでは親権者も相続人の一人な

のです。そうすると、親権者は自分の取り分を多くし、子供たちの利益が害される危険があります。

そこで、このように親権者も相続人の一人となるケースでは、家庭裁判所が、親権者に代わり未成年者のために協議をする「特別代理人」を選任します。よって、分割協議は親権者と特別代理人の間で行われることとなります。

話し合いで全員の意思の合致ができれば、言うことはありませんが、現実にはそううまくはいかないケースも見受けられます。

そんなときは???

家庭裁判所の調停または審判の手続で分割することになります。

では、無事に分割協議が成立したら、次に、遺産分割協議書の作成をします。

これこそが相続手続きの目的なのです。

被相続人（亡くなった人）の名義

となっている不動産の名義を、相続した相続人の名義に変更したり、被相続人（亡くなった人）の預貯金を解約したりする場合に、この遺産分割協議書が必要となります。

④相続税の申告と納付

相続税は必ず発生するわけではありません。しかし、もし発生してしまったら…相続開始から10カ月以内に支払うこととなります。

最後までお付き合い頂き、ありがとうございます。

相続においては、財産を分割する過程において、親族内での意見の相違やちょっとした揉め事になってしまうことも少なくありません。

私たちは相続手続きを円滑に進めていくお手伝いをさせて頂いております。

どうぞ、お近くの行政書士までお気軽にご相談下さい。

お気軽に行政書士をご利用ください。

市役所等で無料相談を行っています。

相模原市役所 市民相談

日時: 毎月 第三水曜日 午後1時30分～4時

場所: 相模原市中央2丁目11番15号 相模原市役所1階 市民相談室

お問い合わせ: 神奈川県行政書士会相模原支部

電話: 042-730-3242

かながわ県民センター2階「県民の声・相談室」

毎週木曜日(祝日を除きます)

日時: 午前9時から12時まで、午後1時から4時まで

場所: 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター

お問い合わせ: 神奈川県行政書士会

電話: 045-641-0739



医療・介護の現場に新しい試み

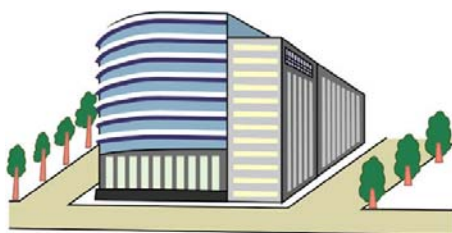
平井知子

昨年、介護福祉士の友人と話をしていました。ちょうど訪問介護サービス業者コムスンの不正問題で世間が大騒ぎしていました。その友人は、訪問介護の現場の人手不足に悩んでいたため、つい私は「そんなに人手が足りないなら、外国人に来てもらったら？」と言うと、まだまだ一般の家庭では、外国人に入ってもらって世話を受けることに対する抵抗感が強いのだ、ということでした。

確かに私の身近にも、自分の妻以外の世話を受け付けないお年寄りの話などもたくさん見受けられ、そういった方々には外国人の世話など、とてもとても受けられないということなのでしょう。



そういった現実がある一方、政府はインドネシアと経済連携協定（EPA）を結び、インドネシア人の看護師・介護福祉士候補の第一陣がこの夏来日しました。母国では看護師・介護福祉士の資格を持つ人々です。半年間の日本語研修、看護・介護導入研修を受けて、国家試験に合格した後、病院や施設で働く予定です。



介護福祉士の友人は、「介護の仕事は人間の尊厳を守るとてもやりがいのある仕事だ」といいます。同じ志をもった同僚が重労働で体を壊したり、低賃金で家族を養えないなどで、やむなく離職する例が後を絶たないのでそうです。その穴を外国人に埋めてもらえばいい、という話にしてはならないと思います。

日本で技術を身につけようと希望に燃えてやってくる外国の人々を失望させることのないよう、受け入れ窓口の国際厚生事業団には、雇用契約の違反などに目を光らせてもらい、いずれは人手不足の解消につながってくれば・・・と思います。



支部会報 わだち

神奈川県行政書士会 相模原支部

第29号

相模原市千代田1-1-1

千代田ビル505

電話 042(730)3242

ホームページアドレス

www.gs-sagami.jp

発行責任者 田後隆二

編集責任者 今村正典

編集担当 石口美子 山崎緑

平井知子 山口友宗

(事務所名)

第29号

行政書士会ニュース

わ だ ち 会 員 版

新入会員研修会

7月11日、相模原市立総合学習センターにて、平成20年度会員連絡会・懇親会が行われました。これは新入会の会員向けに、支部で行われる行事や支部の構成について知ってもらうとともに、先輩会員と新入会員との懇親を深めることを目的として、研修部の事業として今年度から取り組みを始めたものです。当日は、多くの新入会員の参加があり、支部活動に対する関心の高さを感じました。

連絡会では、支部で行われる研修会や相談会といった行事の説明や、支部の活動を支えている支部

の組織についての説明を支部役員に行っていただきました。その後の質疑応答では、参加者全員に発言をお願い致しましたところ、支部の活動への参加についての質問や、相談会に出てみたいといった意見などの質問・意見・要望があり、新入会員の意識の高さを物語るものとなりました。このような新入会員の貴重な意見は今まで聞く機会がなかったので、支部の運営を行っていく上で、大変参考になったのではないかと考えられます。

連絡会の終了後、場所を近くの中華料理店に移し、懇親会が行わ

れました。ここでは、入会歴の長短には関係なく、それぞれの業務や支部に関する話題など多いに盛り上がっていました。

参加された方それぞれに、有意義な研修会だったのではないかと思います。



小峰 望

平成20年度第1回業務研修会・懇親会に参加して

齋藤 勇

去る平成20年9月5日・6日相模原市立相模川清流の里にて、平成20年度第1回業務研修会・懇親会が行われました。

業務研修会は、海老名・座間支部の渋谷利郎先生を講師に迎え「入国管理業務の基本と実際」について講義していただきました。正直申し上げて、テーマについて全くといっていいほど知識がありませんでしたが、出入国管理業務の基本的な手続きの流れから実例を交えたQ&A方式による解説など、新人会員の私にもとてもわかりやすく有意義な講義でした。講義終了時刻を延長するほど熱心に講義していただきました

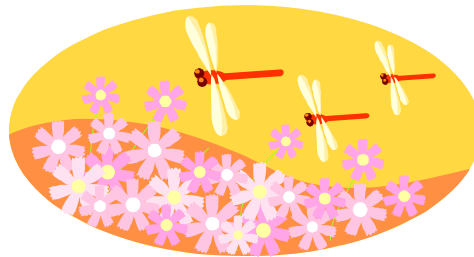
渋谷利郎先生、大変ありがとうございました。

その後、宴会場へ場所を移し、田後支部長のご挨拶、佐藤彊副支部長の乾杯の音頭で懇親会が始まりました。普段交流することのない先輩会員の先生方と業務に関するアドバイスなど多岐にわたってお話いただき、これから様々な業務に挑戦する私にとって興味深くとても参考になりました。宴もたけなわとなった頃、河本副支部長のご挨拶で中締めとなり、その後のカラオケでも大いに盛り上がり、和やかな雰囲気の中で懇親を深めることができました。



今年の1月1日に入会した私は、今回初めて一泊研修に参加しました。これほど垣根なく接していただける先輩会員の先生方が多いことに驚き、そして本支部の魅力を感じた2日間でした。入会して間もない会員の方々、来年の一泊研修会には是非とも一緒に参加しましょう。きっと得られるものは大きいと思います。

最後に田後支部長をはじめ支部役員の先生方、ご多忙のところ研修会及び懇親会を企画・実施していただきありがとうございました。



新人会員紹介

岩村 俊明 会員



この度、4月2日付けで登録。相模原支部の一員になりました岩村俊明と申します。よろしくお願いたします。

仕事は「堅実に一步一步、そして朗らかに明るく。」をモットーに進めていきたいと思っています。

小学校4年生の時から相模原で過ごしております。相模原の発展を常に感じてまいりました。街の法律家としての職責をしっかりと勤めていきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

支部の動き

- 7月 1日 (火) 会報誌「わだち」第28号発行
- 7月11日 (金) 会員連絡会開催
- 7月16日 (水) 行政書士相談(市民相談)実施
- 8月 8日 (金) 役員連絡会開催
- 8月26日 (火) 第2回相談部会開催
- 8月20日 (水) 行政書士相談(市民相談)実施
- 9月 5日 (金) 第1回業務研修会
(一泊研修6日まで)
- 9月 9日 (火) 第2回広報部会開催
- 9月17日 (水) 行政書士相談(市民相談)実施



<入退会のお知らせ>

ようこそ!

8月 1日付 渡邊 泰秀 会員

ごくろうさまでした!

7月25日付 辻 秀貴 会員

9月 1日付 西嶋雄一郎 会員
(千葉会へ)

9月 3日付 小島由紀江 会員

ご冥福をお祈りします。

7月10日 吉岡ひさえ 会員